

環境省行政効率化推進計画

平成 1 6 年 6 月 1 5 日
環 境 省

平成 1 7 年 6 月 1 7 日改定

平成 1 8 年 8 月 2 9 日改定

平成 1 9 年 7 月 2 日改定

1. 公用車の効率化

(これまでの取組)

幹部用車両について、幹部が使用していない時には、一般職員が活用することにより、公用車を効率的に運用。

更新にあたっては、低公害車への切り換えを実施し、平成 1 6 年度末時点で全ての公用車を低公害車化。

毎月第一月曜日をノーカーデーとし、職員の公用車利用の自粛を促すとともに、駐停車中のアイドリングストップの励行により燃料費を削減。

現在、職員の運転手の新規採用は行っておらず、同運転手の定年退職に際しては、必要に応じて、民間委託を活用。

全車に E T C を登載し、高速道路料金を削減。

環境保全に向けた国の率先実行の一環として、庁舎に共用自転車を導入し、霞が関周辺地域における公用車による短距離移動の自転車への転換を実践。

所管の独立行政法人等に対し、同様の効率化を進めるように要請。

(今後の取組計画)

保有する公用車(運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車)について、業務の必要性を考慮し、職員運転手の最低限の人員を確保しつつ、稼働率の向上、公共交通機関の活用、通勤時の送迎の縮減を推進することにより、平成 2 5 年度までに 4 台削減する。

また、職員運転手は待機時間に他の業務(車両管理その他の現業的業務、事務の補助的業務等)に従事することとし、人材の有効活

用を図る。(平成19年度以降)

これまでの効率化の取組についても、引き続き推進する。(引き続き実施)

2. 公共調達効率化

(これまでの取組)

インターネットによる入札情報サービスの提供(平成12年5月)

インターネットによる競争参加資格申請の受付(平成13年2月)

本省維持管理業務に係る契約及び物品調達契約方式の見直しによる経費の節減(平成13年4月)

インターネット技術を活用した電子入札・開札システムの導入(平成16年3月)

電力供給契約の入札を省CO₂化の要素を考慮して実施。(平成18年2月)

各地方環境事務所に電子入札・開札システムを導入(平成18年3月)

(今後の取組計画)

(1) 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。(引き続き実施)

予定価格が2億円以上の公共工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成19年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。また、予定価格が2億円未満の公共工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。(引き続き実施)

技術的な工夫の余地がある公共工事(小規模な工事を除く。)について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定す

る総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成18年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合を踏まえ、平成19年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。(平成19年度以降)

公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとする。(引き続き実施)

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。(引き続き実施)

建築設計の契約相手を決めるに当たっては、原則として、プロポーザル方式を採用し、建築設計者に環境配慮を求めることとする。(平成19年度以降)

(2) 適切な競争参加資格の設定等

民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として引き続き適切に評価する。(引き続き実施)

調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(引き続き実施)

(3) 予定価格の適正な設定

取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に引き続き努める。(引き続き実施)

(4) 随意契約の適正な運用等

随意契約については、「随意契約見直し計画(平成19年1月改定)」に従って、真にやむを得ないもの以外は、一般競争入札等に移行することとする。(引き続き実施)

少額随意契約以外の随意契約案件について、環境省HPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。特に、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。また、

少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。(引き続き実施)

内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。(引き続き実施)

(5) 落札率1事案への対応等

公共調達(予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないことを除く。)について、落札率を一覧表にして公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。(引き続き実施)

取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に引き続き努める。(引き続き実施)

参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。(引き続き実施)

調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(引き続き実施)

再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。(引き続き実施)

(6) 国庫債務負担行為の活用

コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。(引き続き実施)

複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。(引き続き実施)

(7) その他

徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。（過剰仕様の見直し）（引き続き実施）

電子入開札システムの活用を引き続き図る。（引き続き実施）

電話料金の割引制度の活用を引き続き図る。（引き続き実施）

事務用品の一括購入を推進する。（引き続き実施）

電力供給契約の入札を実施する（その際、省CO₂化の要素の考慮を計る）。（引き続き実施）

庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。（引き続き実施）

競争入札の方法による契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなど、その適正な履行の確保に努める。（引き続き実施）

消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより、契約件数の縮減を推進するとともに、随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。（引き続き実施）

適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現状把握を行い、物品管理簿等の帳簿への記録を適正に行うとともに、各省庁における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を図り、不用物品が生じた場合には、速やかに管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。（引き続き実施）

庁舎の維持・管理に係る役務契約において、同業種の複数の相手との随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。（引き続き実施）

合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。（引き続き実施）

- ・ 合同庁舎の共通部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共通部分と専用部分の当該役務又は備品の一括調達を推進する。
- ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行ったり、各官署が割り振られた契約のみを

行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る業務を行わないで済むよう事務の省力化方策について検討する。

- ・合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。

地方支部分局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
(引き続き実施)

官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。(平成19年度以降)

公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。(引き続き実施)

環境省の組織令等に基づき、会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。(引き続き実施)

3. 公共事業のコスト縮減

(これまでの取組)

H9.4 政府の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」(平成9年4月公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議決定)に基づき、「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、コスト縮減を図った。

H12.10 継続的且つ新たなコスト縮減施策を実施するために決定された、政府の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月閣議決定)に基づき、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」(以下、「新行動計画」という。)を策定し、コスト縮減を図っている。(目標期間は、平成12年度～20年度)

H15.11 事業計画・設計から維持管理に至るまでの各段階における最適化を図り、公共事業全てのプロセスをコストの観点から見直すこととした、政府の「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年9月公共事業コスト縮減対策関係省庁連絡会議決定)に基づき、「環境省公共事業コスト構造改革プログラム」(以下、「構造

改革プログラム」という。)を策定し、総合的なコスト縮減に取り組んでいる。

入札・契約の公正性、透明性に充分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請した。

(今後の取組計画)

環境省直轄事業について、引き続き、新行動計画(自然公園等事業費用縮減新行動計画)及び、構造改革プログラムに基づき、コスト縮減を図ることとし、事業の執行にあっては、各担当者がコスト意識を持って取り組むことが重要であるため、コスト意識の高揚に努めることとしている。なお、整備にあたっては、全般としての太陽光・風力等自然エネルギーの活用による維持管理費の縮減を推進するとともに、地域住民・関係団体等が計画段階から参加することによる事業の迅速化を図り、諸経費の縮減に努め、個々の事業については、ビクターセンター展示用照明設備の汎用品の使用及び、歩道の手摺り・防護柵等への間伐材の使用等による資・機材費の縮減等について積極的に取り組んでいきたい。(平成15年度から5年間)

また、次の事項についても検討の上、推進を図ることとする。

価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図ること。特に、入札にかかる総合評価方式の実施に関する目標値を定めて、総合評価方式を採用すること。(引き続き実施)

国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図ること。(引き続き実施)

工事成績が一定以下の業者について競争資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させること。(平成19年度以降)

優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを活用すること。(平成19年度以降)

V E方式・設計施工一括方式等を活用すること。特に、入札時V Eの実施に関する目標値を定めて、入札時V Eを採用すること。(平成19年度以降)

大規模かつ技術的難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施すること。(平成19年度以降)

資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行すること。(平成19年度以降)

建築設計の契約相手を決めるに当たっては、原則として、プロポーザル方式を採用し、建築設計者に環境配慮を求めること。(平成19年度以降)

4. 電子政府関係の効率化

(これまでの取組)

e-Japan 重点計画に基づき、平成15年3月に申請・届出等手続のオンライン化を図るため、電子申請システムの運用を開始するとともに、文書管理システムに決裁機能を追加して、行政の効率化を図った。

電子申請・届出システムの利用時間を原則として365日24時間とし受付時間の拡大を実施した。更には、[利用者の利便性を向上するため、環境省電子申請・届出システムで受け付けている手続について、平成19年3月に電子申請の受付窓口を電子政府の総合窓口\(e-Gov\)に移行した。](#)

平成18年3月に環境省ネットワーク(共通システム)の最適化計画を策定した。(平成18年3月6日環境省環境情報管理委員会決定)

人事・給与等業務・システム最適化計画に基づき、業務の合理化・効率化を図りつつ、他府省と機器等の共同利用を推進するための共同利用機関連絡会議に参加し導入に向けた検討を実施した。

国家公務員給与の全額振込化については、平成17年11月支給分から達成している。

(今後の取組計画)

(1) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

環境省ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づき、環境省

が保有する複数のネットワークを統合・集約するとともに運用業務の一元化を行う。(平成19年度以降)

霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画(平成17年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、環境省認証局を新たに構築される政府共用認証局に一元化すること等により、業務の簡素化・集約化を図る。(引き続き実施)

環境省電子政府構築計画(平成15年7月17日環境省環境情報管理委員会決定)に基づき、環境省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化を行うとともに、電子申請・届出システムの利用の拡大に向けて、広報の充実や関係各方面への協力依頼を進める。(引き続き実施)

電子決裁システムの利用促進、文書の電子化を一層の推進等により事務の効率化を図る(引き続き実施)

人事・給与等の内部管理業務について、人事・給与等業務・システム最適化計画の見直しを踏まえ、効率化措置等を定めた合理化計画を策定する。(可能な限り早期に策定)

人事・給与等の内部管理業務について、人事・給与等業務・システム最適化計画の見直しを踏まえ、当該システムの導入を図る。(可能な限り早期に導入)

(2) 国家公務員給与の全額振込化

引き続き国家公務員給与の全額振込化について、堅持する。(引き続き実施)

(3) その他の効率化

法規集等については、費用対効果等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化(電子化)に資するものとする。(引き続き実施)

5. アウトソーシング

(これまでの取組)

公用車の運転業務については、職員の運転手の新規採用を昭和58年4月を最後に行っておらず、職員の定年退職に際し、必要に応じ民間委託により実施。

電話交換業務を民間委託により実施。

ホームページの作成・管理業務を民間委託により実施。

庁内LAN等の情報システムの管理業務を民間委託により実施。

統計・調査業務を民間委託により実施。

国民公園管理運営業務を民間委託により実施。

発送先の多いものについての梱包、発送は民間委託により実施。

新聞記事のクリッピング業務を民間委託により実施。

国家試験運営業務を民間委託(指定試験機関等)により実施。

(今後の取組計画)

公用車の運転業務については、今後も職員の運転手の定年退職に際し、職員運転手の最低限の人員を確保しつつ、必要に応じて民間委託により実施予定。(引き続き実施)

現在進められている全府省共通の予算執行等管理システムの開発と合わせて、旅費計算業務の外部委託化に取り組むこととされているところであり、この方針の確定を踏まえ、環境省においても対応することとしている。(平成19年度以降)

広報業務・研修業務(語学研修を除く)については、今後さらに、効率的な民間委託について検討。(引き続き実施)

既に民間委託にて実施している電話交換等業務、国民公園管理運営業務、新聞記事のクリッピング業務、国家試験運営業務については、引き続き民間委託での効率的運用を図る。(引き続き実施)

発送先の多いものについての梱包、発送は民間委託により実施。(引き続き実施)

国際会議、審議会等の会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務については、必要に応じ、民間委託を推進する。(引き続き実施)

地方支部分局等地方施設における清掃、警備等の業務について、必要に応じ、民間委託を検討する。（引き続き実施）

6．I P 電話の導入等通信費の削減

（今後の取組計画）

I P 系サービスの事故などが発生する中、各通信会社の対応状況等を踏まえながら、導入時期を再度検討する。（平成19年度以降）

7．統計調査の合理化

（これまでの取組）

統計調査の結果等については、環境省ホームページ等により公表しているところ。

統計調査結果等は平成16年度から運用を開始した環境情報総合データベースを活用し、データベース化を実施しているところ。

これまでも統計事務のアウトソーシングについて実施しているところ。

（今後の取組計画）

今後とも現在実施している統計調査の結果等については環境省ホームページ等を活用した公表を継続する。（引き続き実施）

今後とも現在実施している統計事務のアウトソーシングを継続する。（引き続き実施）

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき、各府省共同利用型システム（本格運用：平成20年度～）の導入を始めとした効率化を進める。（平成19年度以降）

8．国民との定期的な連絡等に関する効率化

（今後の取組計画）

簡易書留で配達している郵便物を、支障のない限り配達記録に変更

する。(平成19年度以降)

信書以外の郵便物についてメール便等を活用する。(平成19年度以降)

冊子小包郵便や大口発送による特別料金等の割引制度を活用する。(引き続き実施)

書式の簡略等により、可能な限り封筒から葉書へ変更する。(引き続き実施)

9. 出張旅費の効率化

(これまでの取組)

「WEB版出張旅費システム2000」導入による旅行経路探索、旅費請求書作成作業の簡素化。

(今後の取組計画)

出張により航空機を利用するに際しては、割引制度の情報の収集に努め、特に事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとし、省内に周知徹底し、効率的な出張旅費の使用を図る。(引き続き実施)

現在進められている全府省共通の予算執行等管理システムの開発と合わせて、旅費計算業務の外部委託化に取り組むこととされているところであり、この方針の確定を踏まえ、環境省においても対応することとしている。(平成19年度以降)

引き続き出張における、ディスカウントチケット、パック料金、その他割引制度の活用促進を図る。(引き続き実施)

テレビミーティング等の活用による出張旅費の削減について検討する。(平成19年度以降)

出張を行う際には、最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整えること。(引き続き実施)

職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、原則として口座振り込みにより支払いをしている。

(引き続き実施)

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

交際費については、適正な支出によって経費の効率的利用に取り組んできた。

職員に対する福利厚生については、共済組合と連携して、適切に実施してきた。

(今後の取組計画)

部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。

(引き続き実施)

職員に対する福利厚生については、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準となるよう努める。(引き続き実施)

1 1 . 国の広報印刷物への広告掲載

(これまでの取組)

平成17年度において、外来生物法のリーフレット作成にあたり、広告掲載の募集を行ったが、応募がなかった。

平成18年度において、パンフレット「動物愛護管理法のあらまし」の作成にあたり、広告掲載の募集を行ったが、応募がなかった。

(今後の取組計画)

パンフレット、「動物愛護管理法のあらまし」の中に広告欄を確保し、広告収入を得ること等により、行政の効率化を図ることとしている。(平成19年度中)

1 2 . 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

環境マネジメントシステムを実行し、事務用品の再利用や詰め替え使用、用紙類の裏面活用や分別廃棄、省エネ機器の導入や昼休みの

消灯、公用車の使用を控えるノーカーデーの設置等環境への配慮に努めることによる庁費（一般経費・光熱料・燃料費等）の削減に寄与した。（13年度から継続）また、環境基本計画により、各府省における環境配慮の方針の策定（環境マネジメントシステムの導入）を促し、環境基本計画推進関係府省会議参加16府省（以下「関係府省」という）全てが策定した。平成18年度から環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）第6条の規定により、国の各機関に前年度における環境配慮の実施状況について公表することを求めており、平成19年5月末現在、関係府省を含む21機関が公表している。

クールビズ、ウォームビズの励行について周知徹底した。

冬季においては、暖房の原則停止を実施した。

両面印刷、裏紙のリユース使用、メールの活用の促進等を周知し、用紙の削減を図ってきた。

環境省内で不用となった備品については、その都度、文書、メール等により周知し、有効活用が図られるように努めてきた。

（今後の取組計画）

（1）環境マネジメントシステムの実施

環境マネジメントシステムの継続的实施を図る。また、環境基本計画の点検等を活用して、政府全体で環境マネジメントシステムが効果的・継続的に実施されているかを点検する。（引き続き実施）

（2）エネルギー使用量の抑制

冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理（暖房の原則停止等を含む）を徹底する。（引き続き実施）

クールビズ、ウォームビズの励行について、引き続き実施するとともに、より一層の周知徹底を図り、業務の効率化を進める。（引き続き実施）

20時以降の執務室の消灯及び、OA機器、照明のスイッチの適正管理、簡易ESCO診断等により、エネルギー使用量の抑制を図る。

（引き続き実施）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）等に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省とりまとめ）等を踏まえ、エネルギー・資源使用の効率化を図る。（引き続き実施）

庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達の効率化を図る。その際、省CO₂化の要素を考慮した方式について、既に一部で導入している裾切り方式の一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。（引き続き実施）

輸配送の公共調達の際には、エネルギー効率等を鑑み、一定以上の管理を実施している業者を採択し、エネルギー・資源使用の効率化を図る。また、庁舎管理等についても同様に一定以上の管理を実施することとしているが、今後更に範囲を広げ、効率的なエネルギーの使用等、環境に配慮した役務の推進に努める。（引き続き実施）

（3）資源の節約

廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを引き続き進める。とりわけ、用紙の使用量については、次の対応等を実行し、更なる削減に努める。（引き続き実施）

- ・ 情報伝達・情報保存・意思決定という、紙を必要とする主要な業務プロセスについて、目的と照らして必要な紙使用となるよう、最適化に努める。
- ・ 紙での配布から電子媒体での配布及び、紙での保存から電子媒体での保存の実施。
- ・ 裏紙のリユース使用の一層の徹底。

環境省内の備品の有効活用をさらに一層進めるため、中古備品のリストを作成し、電子掲示板に掲載して情報を共有することで、備品のリユース・コスト削減を進める。（引き続き実施）

必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。（引き続き実施）

業務を効率的に、かつ環境保全上適正に行うため、適正なファイリング、会議における紙の使用量の削減、電子決済の推進などにより環境省のオフィスのクリーン化を進める。(引き続き実施)

13. その他

(1) 環境省担当部署一覧(環境省タウンページ)の作成

(これまでの取組)

平成16年3月から環境省担当部署一覧(環境省タウンページ)を省内に配布し、省外からの各種問い合わせに活用している。

(今後の取組計画)

今後の新規事業に併せて、随時、更新を図る。(引き続き実施)

(2) 環境省行政効率化計画のフォローアップ

(今後の取組計画)

政府全体のフォローアップに当たって、環境効率性の観点も含めたフォローアップを行うことができるよう、その手法の在り方について検討を始める。(平成19年度以降)